

低所得世帯に対する臨時特別給付金 対象世帯確認用流れ図（フローチャート）

はじめに「低所得世帯」とは

世帯全員が令和6年度住民税非課税又は住民税均等割のみ課税（※定額減税適用前）で構成される世帯

※均等割のみ課税とは住民税の年税額が5,000円（均等割額5,000円、所得割額0円）のことです。

令和5年度に実施された非課税世帯等給付金（名称の異なる同一趣旨の給付金を含む）を受給した世帯またはその世帯主を含む世帯ではありませんか？

受けて
います

給付対象となりません。

はい

基準日（令和6年6月3日）時点で、中標津町に住民登録がある世帯ですか？

いいえ

給付対象となりません。

はい

令和6年度の住民税が①「非課税者のみの世帯」もしくは②「均等割のみ課税者の世帯」又は「均等割のみ課税者と非課税者」の世帯ですか？

※世帯員に令和6年度の住民税所得割課税者はいない。

いいえ

給付対象となりません。

はい

世帯員のうち、住民税課税となる所得があるのに未申告である方はいませんか？

いいえ

給付対象となりません。

はい

世帯員のうち、令和6年1月2日から令和6年6月3日の間に、中標津町に転入された方はいませんか？

はい

中標津町から「確認書」を送付いたしますので、内容の確認及び必要事項を記入して、同封の返信用封筒にて確認書を返送願います（要返送）。

お手数ですが、給付金受け取りを辞退される方もその旨記入され返送願います。

います

中標津町から「確認書」が送付されませんので、給付金を受け取るには、申請が必要となります。必要書類等をご確認のうえ申請願います。